

# 令和7年度 就学援助制度のお知らせ

## (在校生用)

宮崎市教育委員会

市では、お子様を公立の小・中学校へ通学させるために、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、学用品費や給食費等、費用の一部を援助しています。

援助を希望される方は、下記の説明をお読みのうえ、別紙の申請書に必要事項を記入し、お子様が在籍する学校の事務室に申請書を提出してください。その際、申請書は封筒等に封入して提出していただきますようお願いいたします。申請後は、審査を行い対象者を決定します。

### 1. 援助を受けることができる方

経済的理由により学用品費(新入学用品等の購入を含む)や給食費等の支払いが困難な方で、同居されているご家族全員の所得の合計から、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除額を差し引いた金額が、認定基準額以下となる方です。(生活保護受給者は除く)

原則として、認定となった月の分から支給します。

昨年度まで特別支援教育就学奨励費を受給されていた方が新たに就学援助を申請することも可能ですので、経済的にお困りの方は、申請をご検討ください(例:給食費の場合、特別支援教育就学奨励費は2分の1の補助であるのに対し、就学援助は全額補助)。ただし、特別支援教育就学奨励費と就学援助の重複受給はできません。

世帯構成	認定基準額の目安
父(40歳代)・母(30歳代)・子(小学生)・家賃月35,000円	約279万円
父(40歳代)・母(30歳代)・子(中学生)・子(小学生)・家賃月35,000円	約343万円

※ 上表の認定基準額はあくまで目安であり、家族構成や年齢等で異なります。

なお、上記目安は令和6年度の認定基準額であり、令和7年度の基準額は変更になる場合があります。

※ 認定基準内かどうか(認定になるか)について、電話での回答はできません。

※ 生活保護受給中の方については、修学旅行費・医療費についての援助がありますが、申請書を提出する必要はありません。ただし、生活保護が廃止になり、就学援助を希望される場合は、申請が必要になります。

※ 私立の小学校・中学校に通学する児童生徒については、就学援助の対象外となります。

### 2. 申請方法について

○別添「令和7年度準要保護児童生徒就学援助申請書兼世帯票」に必要事項を記入し、封筒等に封入のうえ、

**令和6年12月2日(月)から令和7年1月31日(金)まで**に、学校事務室にご提出ください。(期日厳守)

○小学校、中学校の両方にお子様が在籍している場合は、在籍している学校ごとに、それぞれ同じ内容を記入して提出してください。

○**令和6年度に就学援助を受けている方で、引き続き援助を希望される場合も申請が必要**です。

○令和7年2月以降の申請も随時受け付けます(令和8年1月末まで)。申請書をご記入のうえ、お子様の在籍している学校ごとに申請書を提出してください。ただし、原則として申請書を提出した月以降の費用が援助の対象になります。

### ○宮崎市スマート申請について

オンライン申請をご希望の方は、スマートフォン等で以下の二次元コードを読み取り、お手続きください。 ※マイナンバーカードを用いた電子署名が必要な手続きとなります。

- ・二次元コード（令和6年12月1日から令和7年1月31日まで）



- ・二次元コード（令和7年2月1日以降）



本市ホームページにて、「宮崎市スマート申請」で検索していただき、「令和6年度・令和7年度就学援助制度の申請手続き（令和6年12月1日から令和7年1月31日まで）」「令和7年度就学援助制度の申請手続き（令和7年2月1日以降）」からのお手続きも可能です。

### 【令和6年度小学6年生の新入学用品費について】

令和6年度小学6年生の方が新入学用品費の入学前支給を受けるには、令和6年度の認定（令和7年2月1日時点）を受けている必要があります。令和6年度の認定を受けていない場合は令和7年度分と合わせて令和6年度分の申請書を期限内にご提出ください。

### 3. 認定審査・認定結果の通知について

- 申請書内容や世帯の合計所得等を基に、教育委員会で審査を行います。
- 審査の過程で、提出書類の内容確認や、追加資料の提出を依頼することがあります。
- 令和7年度就学援助の審査結果は、5月頃に在籍学校を通じてお知らせします。

### 4. 申請書記入時の留意事項

- 記入は黒ボールペンで、ありのままを正確に記入してください。（消せるボールペン、修正テープ等の使用は不可）  
偽りや、その他不正な手段で就学援助費の給付を受けた場合は、受給額に相当する金額を返還していただきます。
- 学年記入欄は、令和7年度（令和7年4月1日現在）の学年を記入してください。  
なお、現小学6年生は、学校記入欄に進学予定の中学校名を記入し、在籍中の小学校に提出してください。新小学1年生も合わせてご記入をお願いします。
- 世帯の状況記入欄には、一緒に生活している人（別居していても生計が同一の場合も含む）全員を記入し、申請児童生徒からみた続柄（母、弟、祖母等）を記入してください。

- 次に該当する方は、「令和6年度市民税・県民税所得（課税）証明書」（令和5年分所得額及び社会保険料額等控除額が明示されたもの）を添付してください。
  - ア：令和6年1月1日現在、宮崎市に住所がない方
  - イ：会社勤め以外の方で、令和5年分の所得税の確定申告・市県民税申告をしてない方
- ※上記ア・イに該当する方で、令和7年6月以降に申請書を提出する場合は、「令和7年度市民税・県民税所得（課税）証明書」を添付してください。
- 児童扶養手当を受給されている場合は、児童扶養手当証書の写し（有効期限の入った面と、氏名、生年月日、金額の入った面）を添付してください。
  - ※有効期限が切れていないかを確認してください。
  - ※見開き全体をA4用紙にコピー、または貼り付けしてください。
- 前年度又は当該年度において、国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免、地方税法に基づく保険税、国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予、地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税若しくは減免又は固定資産税の減免のいずれかの措置を受けている場合は、それを証明する書類（※）の写しを添付してください。
  - ※例えば以下のような書類が該当します。
    - （1）国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
    - （2）市民税・県民税減免決定書
- 通帳の写し（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、カナ名義が確認できるもの）を添付してください。※ネットバンク等で通帳がない場合は5項目が確認できる書類の写し
- 「(別紙) マイナンバー記入様式」は、申請書と一緒に封筒等に封入のうえご提出ください。  
 ※令和6年度以前の就学援助申請時に提出されている方は、再提出の必要はありません。

## 5. その他

- 申請後に婚姻、離婚、祖父母との同居、転居等で世帯の状況が変わった場合や進学予定学校が変わった場合は、申請書を提出した学校の事務室に申し出てください。場合によっては返金が発生することがありますのでご注意ください。
- 就学援助が認定となった方で児童クラブをご利用の場合、利用者負担金の減免制度があります。『宮崎市児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書』を生涯学習課・各児童クラブ・各総合支所いずれかに提出してください（申請書は生涯学習課・各児童クラブ・各総合支所に配置しています）。
  - ※減額・免除申請書を提出した月からの対象になるため、就学援助を申請中の方も提出してください。就学援助が認定になった後に、減額・免除が確定となります。
- 認定となった場合、「ひとり親家庭等医療費助成」を受けていらっしゃる方は、就学援助の医療券の対象となる疾患について、医療券が優先となります。重複して使用することはできません。

### 【お問い合わせ先】

就学援助全般について…	各小中学校 学校教育課	電話	85-1825
医療費について……………	保健給食課	電話	85-1837
児童クラブについて……	生涯学習課	電話	85-1834

令和7年度 就学援助費目別1人当たり限度額(年額)

参考

費目		小学校	中学校	支給時期
給食費		実費を支給 (毎月の給食日数分)	実費を支給 (毎月の給食日数分)	実施月の翌月末 (4, 5月分は6月末)
学用品費		11,630円 ※2期に分けて支給	22,730円 ※2期に分けて支給	前期10月末 後期2月末
通学用品費 (1年生を除く。)		2,270円 ※2期に分けて支給	2,270円 ※2期に分けて支給	前期10月末 後期2月末
新入学用品費 (4月認定の1年生に限る。)		57,060円	63,000円	入学前年度の3月(※1) または 入学年度の6月末
		(※1) 下記要件を満たす場合は、入学前年度の3月に支給する。 【新小1】 令和7年1月までに令和7年度の申請を行い、事前支給が決定した者 【新中1】 令和7年2月1日時点で、令和6年度の認定を受けている者 (ただし、私立中学校、特別支援学校への進学予定者は除く。)		
修学旅行費 (限度額)		22,690円以内	60,910円以内	実施後 1~2ヶ月以内
校外活動費 (限度額)	宿泊を伴うもの	3,690円以内	6,210円以内	1月末
	宿泊を伴わないもの	1,600円以内	2,310円以内	1月末
体育実技用具費 (限度額)	柔道	—	7,650円以内	1月末
	剣道	—	52,900円以内	1月末
通学費(限度額)		40,020円以内	80,880円以内	1期 8月末 2期 3月末
		◎ 最も経済的な経路及び方法である交通機関を使って通学している者で、片道の通学距離が、児童にあっては4キロメートル以上、生徒にあっては6キロメートル以上のものを対象とする。 ※通学距離の計測方法は、Googleマップの徒歩での最短経路とする。 ◎ 長期の定期乗車券(学期定期券等)の額を基本とする。 小: 3ヶ月定期の金額を基に年額を計算したものが限度額になります。 中: 6ヶ月定期の金額を基に年額を計算したものが限度額になります。 ◎ 上記に該当する方は、 <u>定期券等のコピーを保管しておいてください。</u>		
医療費		健康保険診療の自己負担分(3割)		※医療券を交付 (市立小中以外は各学校へ確認) 【対象疾病】 結膜炎(アレルギー性は対象外)、トラコーマ、 白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、 アデノイド、むし歯、寄生虫病

- ※ 上記の支給時期は目安であり、手続きの関係で前後する場合があります。
- ※ 年度途中で認定になった方は、原則として認定になった月の分からの支給となります。
- ※ 上記支給時期に、申請書に記入していただいた口座または学校長口座に支給します。
- ※ 支給日について別途通知等はいりませんので、支給時期に振込みの確認をお願いします。
- ※ 上記金額は、令和6年度の限度額であり、変動する場合があります。